

障害児通所支援に係る支給決定基準

令和8年5月1日
今治市障がい福祉課

第1 策定の背景

本市における障害児通所支援の利用ニーズは近年増加傾向にあり、乳幼児期からの早期支援の重要性の高まり等を背景として、今後も利用児童数の増加が見込まれる。

こうした状況の下、児童一人ひとりの発達段階及び障害特性に応じた適切な支援を確保するとともに、地域における支援資源を持続可能な形で活用していく観点から、支給決定に当たっての基本的な考え方及び標準的な支給量を明確化するため、本基準を定める。

第2 支給決定における基本的視点

本市における障害児通所支援の支給決定は、児童福祉法の理念を踏まえ、児童の最善の利益及び健やかな育成の確保の観点から、児童の発達支援上の必要量を基礎として個別に判断するものとする。

2-1 生活全体の中での支援の位置付け

通所支援における支援効果は、事業所における活動のみならず、家庭、学校その他の生活の場において実践されることにより定着していくものである。

このため支給量の判断に当たっては、児童が日常生活を送る多様な環境の中での実践(汎化)を重視し、生活全体の中での支援のバランスを踏まえて検討する。

2-2 児童の生活リズム及び休息への配慮

児童の健やかな成長のためには、家庭における休息や落ち着いた環境で過ごす時間も重要である。

このため支給決定に当たっては、通所支援の利用が児童の生活リズムや心身の負担に過度な影響を与えないよう配慮し、生活全体の調和を踏まえた支給量の設定を行う。

2-3 インクルージョンの推進と訪問支援の活用

児童が地域の集団生活に適応し、インクルージョンを推進する観点から、保育所等訪問支援の活用を促進する。

支給量の判断に当たっては、通所支援による直接支援と、保育所等訪問支援による環境調整を効果的に組み合わせ、児童にとって最適な支援形態を検討するものとする。

2-4 世帯状況の考慮及び社会資源との役割分担

保護者の就労状況その他の世帯の事情については、必要に応じて一定の配慮を行うものとする。

ただし、障害児通所支援は児童本人の発達支援を主目的とする制度であることから、家庭のレスパイト等のニーズに対しては、通所支援の利用のみによって対応するのではなく、日中一時支援事業、居宅介護その他の障害福祉サービス、放課後児童クラブ、地域の社会資源等との適切な役割分担を図るものとする。

2-5 公立療育施設との役割分担と併用ルール

当市が設置し、指定管理者により運営される児童発達支援施設(ひよこ園事業)の利用者について、毎日通園の場合は、当該施設の支援により児童の発達支援上の必要量が確保されているものとみなし、他の障害児通所支援事業所との併用は原則として認めない。

月7日程度の利用を行う場合において、他の障害児通所支援事業所との併用を希望する際は、児童の生活・発達への影響を踏まえ、指定障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画の作成を前提として調整するものとする。

第3 標準支給量の考え方

本市における障害児通所支援の支給量は、児童の発達支援上の必要量に加え、年齢、生活実態、学校生活等との両立及び生活リズムの確保等を総合的に踏まえ、次の区分に基づき決定する。

本項に定める標準支給量は、原則として指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に基づき、民間事業所を利用する場合(市の療育施設との併用を含む。)を中心に適用する。

ただし、単一の障害児通所支援事業所のみを利用し、かつ第2-5に規定する併用に該当しない場合にあつては、セルフプランにより支給決定を行うことができるものとする。

また、支給日数は、原則として障害児支援利用計画における週間利用計画に基づき、週当たりの利用日数に5を乗じて算定するものとする。ただし、週5日の利用となる場合は、上限を23日とする。

3-1 児童発達支援(未就学児)

早期療育の重要性および保育所・幼稚園等への移行を見据えた集団生活への適応、生活リズムの確立を重視して決定する。

区分	条件例	標準日数 (月)
A	身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持	23 日
B	上記以外の障害者手帳所持	15 日
C	その他	10 日

3-2 放課後等デイサービス(就学児)

学校生活等との両立、放課後の休息、および放課後児童クラブ等の地域資源との役割分担を重視して決定する。

区分	条件例	標準日数 (月)
A	身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持、または個別サポート加算(Ⅰ)該当	23 日
B	上記以外の障害者手帳所持	15 日
C	その他	10 日

3-3 保育所等訪問支援

集団生活の場における環境調整および専門的助言を目的として、次の日数を標準とする。

・標準支給量：月 2 日

3-4 世帯状況等による調整日数

家族支援の必要があると認められる場合として、当該児童に係る障害児通所支援の利用者負担額の認定において世帯員とされた者のうち、当該児童を監護しうる者の全員が、次のいずれかの事由に該当し、家庭内での監護が実質的に困難と認められるときは、標準支給量に最大 5 日まで調整日数を合算できる。

ただし、A 区分の場合は、原則として 23 日を上限とする。

1. 就労

保護者等が週 30 時間以上の就労に従事している場合

※雇用証明書等により確認する

2. 疾病、障害、介護等

保護者の疾病、障害又は親族の介護等の事情により、対象児童の監護が困難である場合

※医師の診断書等により客観的に確認できる場合に限る

3. 複数障害児等の監護に伴う物理的制約
同一世帯内に障害児通所支援等の利用者(障害者を含む)が複数名存在し、次のいずれかの状態にある場合
 - ア 監護の分断:他方の通院、通所への付添等により、監護者が当該児童から離れざるを得ない時間が定期的に生じている
 - イ 監護の競合:障害特性に起因する行動が重なることで一人での同時対応が困難であり、環境調整のために利用時間の分離を要する状態

第4 集中的支援を要する場合の取扱い

4-1 基本的な考え方

第3の規定にかかわらず、特定の発達課題について集中的な支援が必要と認められる場合には、当該課題の内容、具体的支援方法、達成目標及び評価時期を明確にした上で、一定期間に限り支給量を調整することができる。

4-2 課題の整理

当該課題については、原則としてこどもの発達支援に係る5領域及びその具体的項目に基づき整理し、その必要性を明確にするものとする。

4-3 支給量の上限

本項に基づく支給量の上限は、障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービス)については月 23 日、保育所等訪問支援については月 5 日とする。

4-4 申請手続及び確認事項

集中的支援の申請に際しては、直近のモニタリング結果、利用計画(案)、個別支援計画(案)を提出することを原則とする。なお、個別支援計画については、アセスメント時にその内容を確認するものとする。

4-5 支援期間及び評価

有効期間は原則 3 か月とする。支援の継続が必要と認められる場合は、当該期間の更新を行うことができるものとし、同一の発達課題に対する本項の適用期間は通算して最大 6 か月を上限とする。

各期間の終了時には事業所によるアセスメント結果を提出し、市はその評価に基づき継続の可否及び必要に応じた支援内容の調整を判断するものとする。なお、支援期間が 3 か月未満の場合は、当該支援終了時に評価を行うものとする。

4-6 年度内上限

同一児童に対する本項の適用は、同一年度内において通算 6 か月を上限とする。

4-7 再適用

本項に基づく支援終了後は、当該支援による効果の定着（汎化）及び児童の生活リズムの安定並びに休息の確保を図る観点から、原則として 3 か月以上の期間を経過した後でなければ、再度の適用は行わないものとする。

第5 個別事情の考慮

児童の障害特性、家庭状況その他の事情により、本基準による対応では真にやむを得ない支障が生じると認められる場合（強度行動障害等により自傷他害の恐れが著しく高い場合、家庭環境から緊急的な保護の必要性が認められる場合、並びにこれらに類する緊急性及び公共的な介入の必要性が認められる場合）には、学校、児童相談所その他の関係機関の状況も踏まえ、例外的に支給量を判断することができる。

第6 適用

1. 本基準は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
2. 本基準は、同日以降に行う障害児通所支援の支給決定について適用する。